

重要事項説明書

通所介護

様



リハプライム会社
コンパスウォーク川口柳崎

重要事項説明書

令和6年4月1日現在

この「重要事項説明書」は指定通所介護、指定介護予防通所介護サービスの人員、設備及び運営に関する基準の規定に基づき、サービス提供契約の締結に際して、事業者が予め説明しなければならない内容を記したものです。

1. サービスを提供する事業者について

法人名	リハプライム株式会社
代表者	代表取締役 小池 修
所在地	330-8669 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目7-5 TEL 048-657-8876 FAX 048-657-8812

2. 利用者へのサービス提供を担当する事業所について

(1) サービス事業所

事業所名	コンパスウォーク川口柳崎
所在地	〒333-0861 埼玉県川口市柳崎4丁目2番地19 リバーサイドハイツ東山101号室
管理者	草刈 良典
連絡先	TEL 048-487-8218 FAX 048-487-8318
介護保険事業者番号	指定年月日 令和2年6月1日 通所介護サービス 事業所番号 1170208928
通常の事業の実施地域	川口市、さいたま市

(2) 事業所の目的及び運営方針

事業の目的	リハプライム株式会社が開設する事業所【コンパスウォーク川口柳崎】（以下「デイサービス」という。）が行う通所介護事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するために、人員、設備及び運営に関する基準を定め、デイサービスの介護職員その他の従業者（以下「介護職員等」という。）が、介護保険法に従い、高齢者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とします。
運営方針	1 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供を努めるものとする。 2 指定通所介護事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生

	<p>活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。</p> <p>3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及びその他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。</p>
--	--

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月・火・水・木・金曜日（祝日は営業） ※但し年末年始（12月31日～1月3日）を除く
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで サービス提供時間は、午前9時30分～午後4時30分
定員	35名

(4) 事業所の職員体制

職種	職務内容	人員数
管理者	1 従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。 2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤 専従 名 兼務 1名
生活相談員	1 利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、生活指導及び入浴、排せつ、食事等の介護に関する相談及び援助などを行います。	常勤 専従 1名以上 兼務 名以上
看護職員	1 利用者の心身の状況等の把握を行います。 2 利用者の静養のための必要な措置を行います。また利用者の病状が急変した場合等に、利用者の主治医等の指示を受けて、必要な看護を行います。	常勤 専従 名 兼務 1名以上
介護職員	1 通所介護計画・介護予防通所介護サービス計画に基づき、必要な日常生活上の世話及び介護を行います。	常勤 専従 2名以上 兼務 名以上
機能訓練指導員	1 通所介護計画・介護予防通所介護サービス計画に基づき、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練を行います。	常勤 専従 1名以上 兼務 1名以上

*職員は、身分証明書を携帯し、提示を求められた場合は速やかに提示します。

3. 提供するサービスの内容と料金及び利用料について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス種類	サービスの内容
通所介護計画・介護予防通所介護サービス計画の作成	<ol style="list-style-type: none"> 1 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた通所介護計画・介護予防通所介護サービス計画を作成します。 2 通所介護計画・介護予防通所介護サービス計画の内容について、利用者（又は家族）の同意を得たときは、通所介護計画書・介護予防通所介護サービス計画を利用者に交付します。 3 それぞれの利用者について、通所介護計画・介護予防通所介護サービス計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。
利用者居宅への送迎	事業者が保有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行うことがあります。
排せつ介助	介助が必要な利用者に対して、排泄の介助、おむつ交換を行います。
移動・移乗介助	介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。
歩行についての機能訓練	機能訓練指導員が専門的知識に基づき、利用者の歩行・身体能力に応じた訓練を行います。必要に応じて施設内の器械・器具等を使用します。
その他	利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。
個別機能訓練	個々の利用者の状態に適切に対応する観点から、個別の機能訓練実施計画を策定し、これに基づきサービス提供を行います。

(2) 提供するサービスの利用料について

サービスを利用した場合の利用料は以下のとおりです。利用者の負担金は原則として負担割合証に記載のとおりとします。

通所介護費

サービス・加算項目		単位数	自己負担額			
			10割	1割	2割	3割
通所介護費 (7時間以上8時間未満)	要介護1	658単位	6,876円	688円	1,376円	2,063円
	要介護2	777単位	8,119円	812円	1,624円	2,436円
	要介護3	900単位	9,405円	941円	1,881円	2,822円
	要介護4	1023単位	10,690円	1,069円	2,138円	3,207円
	要介護5	1148単位	11,996円	1,199円	2,400円	3,599円
加算	入浴介助加算(Ⅰ)	40単位/回	418円	42円	84円	126円
	入浴介助加算(Ⅱ)	55単位/回	574円	58円	115円	173円
	個別機能訓練加算(Ⅰ)イ	56単位	585円	59円	117円	176円
	個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ	76単位	794円	80円	159円	239円
	個別機能訓練加算(Ⅱ)	20単位/月	209円	21円	42円	63円
	科学的介護推進体制加算	40単位/月	418円	42円	84円	126円
	口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	20単位/月	209円	21円	42円	63円
	口腔機能向上加算Ⅰ	150単位/回 月2回まで	1,567円	157円	314円	471円
	口腔機能向上加算Ⅱ	160単位/回 月2回まで	1,972円	168円	335円	592円
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	1ヶ月の利用合計単位数に9.0%を乗じた額を頂戴致します。					

※地域区分により川口市は5級地「1単位=10.45円」となっています

※生活保護等の公費受給者証をお持ちの場合、自己負担金額が軽減できる場合があります。

※行事・創作活動等を実施する際の費用は書面にてご案内し、同意のうえ、別途ご請求申し上げます。

その他基本料金(自費)

普通食	750円/回
特別食	1000円/回
おやつ代	150円/回
リハビリパンツ代	100円/回
パット代	50円/回

4. 利用料その他の費用の請求および支払い方法について

事業者は当月の利用者負担金の請求書に明細を付して翌月15日までに利用者に請求し、利用者指定の口座より翌月27日に引き落とすものとします。(ただし27日が土、日、祝祭日の場合は翌営業日となります。)

*引き落としが確認できましたら、領収書を発行致しますので必ず保管をお願い致します。領収書の再発行はいたしませんのでご了承ください。

*利用料、その他の費用の支払いについて支払期日から2ヶ月以上経過し、さらに支払いの督促から14日以内にお支払いがない場合は契約を解約したうえで、未払い分をお支払いして頂きます。

5. サービス提供に関する相談・苦情・評価について

<p>サービス提供に関する相談・苦情に関しましては、弊社相談担当者、国民健康保険団体連合会・市町村相談窓口にお問い合わせください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・コンパスウォーク川口柳崎 サービス相談担当者 草刈良典 電話番号 048-487-8218 ※午前8時30分～午後5時30分 (土曜日・日曜日及び12月31日～1月3日を除く) ・埼玉県国民健康保険団体連合会 電話番号 048-824-2568 ・川口市 介護保険課 事業者係 電話番号 048-259-7293 ・さいたま市 保健福祉局 長寿応援部 介護保険課 電話番号 048-829-1264 (1265) 	
<p>提供するサービスの第三者評価の実施状況</p>	<p>実施の有無</p>	<p>無</p>
	<p>実施した直近の年月日</p>	
	<p>実施した評価機関の名称</p>	
	<p>評価結果の開示状況</p>	

6. 秘密の保持と個人情報の保護について

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	事業者及び事業者の使用する者はサービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は契約が終了した後も継続します。
個人情報の保護について	事業者は利用者から予め文書で同意を得ない限りサービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても予め文書で同意を得ない限りサービス担当者会議等において利用者の家族の個人情報を用いません。事業者は利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

事業者における個人情報保護についての取り扱いについては「リハプライム株式会社における個人情報の適正な取り扱いのために～個人情報保護規定等～」に則って取り扱うこととします。プライバシーポリシー、個人情報取り扱い業務概要説明書は別紙にて説明します。

7. 緊急時の対応方法

サービス提供中に緊急の事態が発生した場合は事業所における“緊急時対応のマニュアル”にそって対応させていただきます。その際に必要な緊急連絡先を別紙にてご指定ください。夜間、営業時間外の緊急事態におきましては対応しかねますのでご了承ください。

8. 非常災害対策

事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者又は責任者を定め、年2回以上定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

9. 事故発生時の対応方法

- (1) 利用者に対する指定通所介護等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員（介護予防通所介護サービスにあつては地域包括支援センター）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- (2) 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- (3) 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

10. 家族等への連絡について

利用者より希望があった場合には利用者に連絡するのと同様の通知を家族等へも行います。

11. 記録の保管について

サービス提供者はサービス提供に関する記録を整備し、完結の日から5年間保管致します。また記録物の閲覧および実費を支払っての写しの交付については本人および家族に限り可能です。必要時は、ご相談ください。

1 2. 損害賠償

サービス提供に伴って事業者の明らかな過失により利用者の生命・身体・財産等を傷つけた場合には、その責任の範囲において利用者に対し、その損害を賠償致します。この契約においてやむを得ず訴訟となる場合は利用者の所在地を管轄する裁判所を第一管轄裁判所とすることをあらかじめ同意します。(合意裁判管轄)

1 3. サービス利用に当たっての留意事項

- ①主治医から指示事項等がある場合は申し出てください。
- ②サービス提供中(送迎含む)に気分が悪くなった時は速やかに申し出てください。サービス提供を適さないと判断される場合には、サービス提供を中止することがあります。
- ③当事業所では基本的に禁煙とさせていただいており、施設内には喫煙所を設けておりません。禁煙にご理解ご協力のほどよろしくお願い致します。
- ④当事業所施設内においては携帯電話のご使用をご遠慮願います。もし連絡等が必要な場合は施設の電話をご使用ください。
- ⑤事業所では随時、在宅ケア従事者の育成のために他施設からの研修生の受け入れにも協力させていただいております。なにとぞ、ご協力のほど宜しくお願い致します。
- ⑥1ヶ月以上休みが続いたときの終了等の手続きについて1ヶ月以上休みが続いたときは、ご連絡させて頂き契約を継続するかどうかご確認させて頂きます。継続が不可能な場合は契約終了とさせていただきますのでご了承ください。
- ⑦災害時の対応(地震・台風・大雪・警報時など)地震・台風・大雪・警報時などサービスを継続出来ない気象状況になった場合はやむを得ず、サービスを打ち切りとさせていただきます。その際はご連絡させて頂きますのでご了承ください。
- ⑧安全で円滑な送迎の為、お迎えの時間を書面または電話にてご連絡します。お知らせしたお時間よりも10分以内の早まりや遅れにつきましてはご了承ください。交通事情等で10分以上到着時間が前後する場合は、電話連絡を致します。

1 4. 衛生管理等について

- (1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じるものとする。
- (2) 食中毒及び感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - ③ 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

1 5. 虐待防止・身体拘束について

- (1) 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- ①虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - ②虐待防止・身体拘束の指針を整備する従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - ③前2号に掲げる措置を適切に実施するための責任者を置く。
責任者：草刈良典
 - ④利用者または他の利用者等の生命、または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。
 - ⑤身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- (2) 事業所は、指定通所介護等の提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待（身体拘束）を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

1 6. ハラスメント対策について

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

- (1) 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
- ① 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
 - ② 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行
 - ③ 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為
- 上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります
- (2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しない為の再発防止策を検討します。
- (3) 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- (4) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

1 7. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする

18. 認知症ケアについて

- (1) 認知症状のある利用者の個性を尊重するケアのため次の取組みを行うものとする。
 - ① 利用者に対する認知症ケアの方法等について、家族等に情報提供し、共に実践する。
 - ② 利用者の現在の生活やこれまでの生活について知り、一日の生活リズムや本人のペースを踏まえた臨機応変な支援を行う。
 - ③ 利用者に継続的に関わることで、様子や変化をとらえ、介護者や介護支援専門員を通じて他のサービス事業者や医療機関と共有することで、よりよいケアの提供に貢献する。
 - ④ 定期的な研修等を開催し、認知症に関する正しい知識やケアを習得する。

19. 利益供与の禁止について

- (1) 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して事業所によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しないものとする。

20. その他運営に関する重要事項

- (1) 従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - ① 採用時研修 採用後1か月以内
 - ② 継続研修 年1回
 - ③ 認知症介護基礎研修 医療・福祉関係の資格を有さない介護従業者を対象
- (2) 事業所は、適切な通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化及び従業者への周知、研修の実施等の必要な措置を講じるものとする。
- (3) 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- (4) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- (5) この重要事項に定める事項のほか、運営に関する重要事項はリハプライム株式会社の代表取締役とコンパスウォーク川口柳崎の管理者との協議に基づいて定める。

令和 年 月 日

リハプライム株式会社【コンパスウォーク川口柳崎】は事業の提供開始にあたり重要事項説明書に基づき、重要事項を説明し、内容に同意いただき、交付しました。

事業者：リハプライム株式会社
所在地：〒330-8669
埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目7-5
代表者：代表取締役 小池 修 印

事業所：コンパスウォーク川口柳崎
所在地：〒333-0861
埼玉県川口市柳崎4丁目2番19号
リバーサイドハイツ東山101号室
管理者：草刈 良典
説明者： 印

リハプライム株式会社【コンパスウォーク川口柳崎】から重要事項の説明を受け、同意し、交付を受けました。

※通所に際し、自己における送迎の場合は、十分に注意を払います。また、万一、事故に遭遇した場合は、その原因の如何を問わず一切の責任を自らで負い、【コンパスウォーク川口柳崎】に対する責任の一切を免除します。

利用者	住所	氏名	印

利用者代理人	住所	氏名	印
利用者家族	住所	氏名	印
		(続柄 :)	

情報提供同意書

【コンパスウォーク川口柳崎】を利用するにあたり、必要があるときは利用者または家族等に関する情報を、介護保険サービス利用のため、または適切な在宅療養のために市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者、医療機関に情報提供することに同意します。また、個人情報保護についての事業者の取り扱いについては別紙「プライバシーポリシー」「個人情報取扱業務概要説明書」に記載したとおりとします。

令和 年 月 日

利用者
住所

氏名

印

利用者代理人
住所

氏名

印

利用者家族
住所

氏名

印

(続柄 :)

リハプライム株式会社 コンパスウォーク川口柳崎管理者殿